

国民スポーツ大会 『ふるさと選手制度』の概要

島根県内の小学校、中学校または高等学校のいずれかを卒業した者は、「ふるさと選手制度」を活用し、島根県を“ふるさと”として登録し、島根県から国民スポーツ大会（以下「国スポ」）に参加することができます。

1. 「ふるさと選手」の意義

- 島根県では、将来有望な選手やジュニア期に本県で活躍した選手が、進学・就職を機により良好な練習環境を求めて県外に出る状況にあります。そして、県外に出た後にさらに努力を積み重ね、全国で戦えるアスリートへ成長されています。
- こうした選手に国スポにおいて「ふるさと選手制度」を活用し、**島根県選手団の一員として参加していただくことは、県内の選手に良い刺激を与え一層の競技力向上につながります。**
- 2030年（令和12年）には本県で国スポ（島根かみあり国スポ）が開催され、「**県内の選手**」と、**県外で活動している“島根にゆかりのある選手”**が共に力を合わせ「**チーム島根**」として男女総合優勝を目指していきたくと考えています。

（写真は2023島根国体で活躍したふるさと選手）



2. 「ふるさと選手制度」とは

- 居住地である現住所や勤務地以外に、**卒業した小・中・高等学校いずれかの学校が所在する都道府県から国スポに参加できる制度**です。
- 本制度を活用できるのは、**成年種別に参加する選手のみ**となります。

3. 「ふるさと選手制度」の設立経緯

- 大会運営の充実・活性化の改革への取り組みとして、成年種別において、郷土の競技者やチームへの関心を高めるとともに都道府県の競技力の向上と競技力の均衡化を図るため、2005年の第60回大会（岡山県）から導入・実施されました。
- 第66回大会（山口県）からは国外を拠点とする選手も利用できるようになりました。

4. 「ふるさと選手制度」を利用する際の注意事項(制度の活用例は次ページ参照)

- 国スポに参加するために“ふるさと”を登録する必要がありますが、**一度登録した“ふるさと”は生涯変更できません。**
- 原則として、1回につき2年以上連続して活用し、活用できる回数は2回までです。
- 本制度を活用して参加する選手は、国内移動選手の制限に抵触しないものとされます。

5. 「ふるさと登録」の手続き方法

- 本制度を活用し、島根県選手として国民スポーツ大会へ出場を希望する場合は、**選手本人が予選会へ参加する前に申請をする**必要があります。
- 上記申請は、**参加しようとする年は毎回提出する**必要があります。

6. 「ふるさと登録」申請の流れ

【選手の方】

- ・申請様式をダウンロードし、予選会までに**所属競技団体へ提出**してください。

提出書類

- ①ふるさと登録届（様式1-A 新規用）…初回及び2回目の1年目ふるさと登録をされる方。
- ②ふるさと登録届（様式1-B 継続用）…初回及び2回目の2年目以降の方。

【競技団体の方】

- ・選手から提出された申請書類を取りまとめ、ブロック大会（本大会）参加申込にあわせて**島根県スポーツ協会へ提出**してください。

提出書類

- ①ふるさと登録による出場選手一覧（様式2）
- ②ふるさと登録届 ※選手から提出された登録届

※申請様式は、（公財）島根県スポーツ協会ホームページ（国民スポーツ大会／ふるさと選手制度）からダウンロードできます。

ふるさと選手制度活用例

(例)1回目①=1回目活用の1年目
2回目①=2回目活用の1年目

1回目②=1回目活用の2年目
2回目②=2回目活用の2年目

| | 特別大会 2023年 | 第78回大会 2024年 | 第79回大会 2025年 | 第80回大会 2026年 | 第81回大会 2027年 | 第82回大会 2028年 |
|---------|---------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| A 選手 | ☆☆県 (居住地) | ☆☆県 (居住地) | 島根県 ふるさと | 島根県 ふるさと | 島根県 ふるさと | 島根県 ふるさと |
| | | | (1回目①) | (1回目②) | (1回目③) | (1回目④) |
| B 選手 | ☆☆県 (居住地) | 島根県 ふるさと | 島根県 ふるさと | 島根県 ふるさと | 島根県 ふるさと | 島根県 ふるさと |
| | | (1回目①) | (1回目②) | (1回目③) | (1回目④) | (1回目⑤) |
| C 選手 | ☆☆県 (居住地) | 島根県 ふるさと | 島根県 ふるさと | △△県 (居住地) | △△県 (居住地) | △△県 (居住地) |
| | | (1回目①) | (1回目②) | | | |
| D 選手 | ☆☆県 (居住地) | 島根県 ふるさと | 島根県 ふるさと | ◇◇県 (勤務地) | 島根県 ふるさと | 島根県 ふるさと |
| | | (1回目①) | (1回目②) | | (2回目①) | (2回目②) |
| E 選手 | ☆☆県 (居住地) | ☆☆県 (居住地) | ☆☆県 (居住地) | 島根県 ふるさと | ◇◇県 (勤務地) | ◇◇県 (勤務地) |
| | | | | (1回目①) | 【新卒業者】適用 | |
| F 選手 | ☆☆県 (居住地) | 島根県 ふるさと | — | 島根県 ふるさと | ◇◇県 (勤務地) | ◇◇県 (勤務地) |
| | | (1回目①) | | (1回目②) | | |
| G 選手 | ☆☆県 (居住地) | 島根県 ふるさと | — | — | — | 島根県 ふるさと |
| | | (1回目①) | | | | (1回目②) |

●登録届の提出イメージ図

| 出場県 | ☆☆県 (居住地) | 島根県 ふるさと | 島根県 ふるさと | ◇◇県 (勤務地) | 島根県 ふるさと | 島根県 ふるさと | 島根県 ふるさと |
|--------------|-------------------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|-------------|
| ふるさと選手制度活用回数 | | 1回目 ① | 1回目 ② | | 2回目 ① | 2回目 ② | 2回目 ③ |
| 提出書類 | ①ふるさと登録届 (様式1-A 新規用) | ○ | | | ○ | | |
| | ②ふるさと登録届 (様式1-B 継続用) | | | ○ | | ○ | ○ |